

# 令和8年度岡山市防災士養成講座業務委託 仕様書

## 1 一般仕様

### 1.1 適用

本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）が実施する令和8年度岡山市防災士養成講座業務委託（以下「本業務」という。）に関して適用し、必要な事項を定める。

### 1.2 疑義

仕様書に定める事項並びにその他の事項について疑義を生じたときは、監督員とよく協議し、その指示に従うものとする。

### 1.3 提出書類

受託者（以下「乙」という。）は、本業務の契約締結後、下記の書類を甲に提出し、承認を得ること。また、これを変更する場合も同様とする。提出部数は各1部とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 課税事業者届出書
- (4) 業務責任者届
- (5) その他甲が必要と認める書類

### 1.4 秘密の保持

乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 1.5 個人情報の保護

乙は本業務の実施にあたり、個人情報等を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」等の関連法規を遵守し、その取り扱いにより個人の権利利益を侵すことのないようにする。

### 1.6 完了検査

乙は、業務が完了した時は、甲の定める業務完了届を提出し、甲の検査を受けること。

1. 7 成果品

成果報告書一式

2 特記仕様書

2. 1 委託名

令和8年度岡山市防災士養成講座業務委託

2. 2 履行場所

岡山市北区鹿田町二丁目4-1（岡山市北消防署）

2. 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2. 4 業務の目的

本業務は、自主防災組織の活動の支援、災害時の避難体制づくりなど、地域の防災活動の中核となる人材として防災士を養成し、地域の防災力向上を図ることを目的とする。

2. 5 打合せ協議

乙は、本業務の内容について、必要に応じて甲と打合せ協議を行うこと。

2. 6 本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 2日間の防災士養成講座の運営及び試験の実施

甲が募集した50名に対し、認定特定非営利活動法人日本防災士機構が定めるガイドラインに即した防災士養成講座を実施すること。

なお、資格取得試験の受験者50名を下回った場合に発生する試験監派遣協力金については、甲は支払いを行わないため、乙が一定程度の受講者を募集しておくなど、必要に応じて対応しておくこと。

防災士養成講座の実施日は令和8年11月28日と令和8年11月29日とし、併せて、救命救急講習を同日に実施すること。また、認定特定非営利活動法人日本防災士機構へ、資格取得試験の手配を行うこと。

(2) 教材一式の送付及び受講者への案内

甲が事前に提供する受講者名簿に基づき、教材一式を送付するとともに、防災士教本の学習を課し、受講者に必要な案内をすること。

(3) 防災士資格取得試験の再試験に係る業務

防災士資格取得試験の不合格者があった場合、契約期間中においては、乙は

防災士資格取得試験の再試験ができる日程と会場を、甲に報告すること。

また、甲が防災士資格取得試験の再受験の意思を確認した不合格者に対し、乙は再試験案内書類を送付すること。

(4) 防災士認証登録の申請に係る業務

防災士資格試験の合格者により、認証登録申請書類の届出があった場合は、認定特定非営利活動法人日本防災士機構への防災士認証登録申請業務を代行すること。

また、防災士資格取得試験の不合格者が契約期間中に合格し、認証登録申請書類の届出があった場合は、乙は認証登録申請業務を代行すること。

2. 7 その他

(1) 乙が業務の履行に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、会場の利用に必要な費用は甲が負担する。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、双方で協議を行う。